

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集（パブリックコメント）に寄せられた御意見について

令和5年3月31日
厚生労働省
職業安定局
総務課

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関し、令和5年2月15日から令和5年3月16日まで御意見を募集したところ、計5件の御意見をいただき、そのうち本件と関係のあるご意見は2件でした。お寄せいただいた御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

本パブリックコメント募集の対象外となる事項に関する御意見について回答はいたしません。お寄せいただいた御意見に関しましては、今後の参考とさせていただきますと考えております。

皆様の御協力に御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
生産性要件については、クリアできるように企業努力をしている会社もみられる。キャリアアップ助成金（正社員化コース）についても、増額などの処置があるとありがたい。	今回の改正については、生産性要件（加算要件）を廃止して、新たに、賃上げ要件（加算要件）を設けるものですが、キャリアアップ助成金の正社員化コースについては、既に支給要件に賃上げ要件を含んでいるため、新たに賃上げ要件を設けないこととしました。 また、正社員化コースは他の雇用関係助成金と比較して高額な助成となっており、実績等を総合的に勘案して、助成額を維持することとしています。
産業雇用安定助成金事業再構築支援コースの対象労働者の要件「専門的な知識等を有する年収350万円以上の者であること」については、その年収額要件をより高額、少なくとも倍以上	産業雇用安定助成金事業再構築支援コースの対象労働者の要件について、事業再構築を行うにあたり中心となる人材として企画・立案等の業務に従事する者又は係長相当職以上の者

<p>に設定し直すべき</p>	<p>としているところです。また、対象労働者の年収額要件の下限については、政府統計等を総合的に勘案して設定しております。</p> <p>いただいたご意見は参考とし、今後の施策の検討材料とさせていただきます。</p>
-----------------	---